

第十三回国会 大蔵委員会 議録 第七十六号

昭和二十七年五月二十六日(月曜日) 午後二時五分開議

出席委員

- 委員長 佐藤 重遠君
- 理事 小山 長規君 理事 佐久間 徹君
- 理事 三宅 則義君 理事 内藤 友明君
- 理事 松尾トシ子君
- 奥村又十郎君 清水 逸平君
- 吉米地英俊君 夏堀源三郎君
- 宮藤 靖君 宮原幸三郎君
- 武藤 嘉一君 深澤 義守君
- 久保田鶴松君 中野 四郎君

出席政府委員

- 大蔵政務次官 西村 直己君
- 大蔵事務官 河野 一之君
- (主計局長) 岸本 晋君
- 大蔵事務官 石田 正君
- (理財局長) 河野 通一君
- (銀行局長) 大月 高君
- (銀行局銀行課長) 高田 浩運君
- (厚生事務官) 宮川新一郎君
- (大蔵事務官) 横山 正臣君
- (理財局管理課長) 尾崎 重義君
- (厚生事務官) 小沢 滝君
- (医務局管理課長) 病院長 岩崎 清作君
- (医務局) 岩崎 清作君

委員外の出席者

- 大蔵事務官 岩崎 清作君
- (理財局総務課長) 岩崎 清作君
- (理財局管理課長) 岩崎 清作君
- (厚生事務官) 岩崎 清作君
- (医務局管理課長) 岩崎 清作君
- (医務局) 岩崎 清作君
- 病院長 岩崎 清作君
- 参事人(全日本国立医療労働組合) 岩崎 清作君
- 中央執行委員長 岩崎 清作君

専門員 椎木 文也君 黒田 久太君

本日の会議に付した事件 長期信用銀行法案(内閣提出第一三三三号)

国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案(内閣提出第一六三三号)

昭和三十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案(内閣提出第一九七号)

接収貴金属等の数量等の報告に関する法律案(内閣提出第二三二二号)

貴金属管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九九号)

○三宅(則)委員長代理 これより会議を開きます。 まず国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案を議題といたします。

いただきました全日本国立医療労働組合委員長岩崎であります。さつそく私

は国立病院と療養所に勤務している四万名の職員を代表しまして、今度実施されようとしております国立病院の地方移譲問題について、反対意見を述べさせていただきます。

まず最初に国立病院の現状と、今日まで果して来た役割について簡単に申し上げますと、終戦によつて元の陸海軍の病院がすべて厚生省に移管されま

して、広く国民大衆の医療機関として開放され、戦後国民生活の窮乏から社会の要請に応じ、普遍的かつ平等に医療を普及するために、極力営利的形態を排除して、広く国民の医療保障を使命として今日に至り、われわれもその任務達成のために、微力を盡して参つた次第でありまして、このことがまた憲法二十五條の精神からして、国家の社会的責務であると信じているものであります。

政府は移譲する理由の一つとして、陸海軍の病院であつたため立地条件を問題としてあげていますが、現在全国で九十九箇所ある国立病院は、約二万六千の病床を持つておりまして、月平均延べの入院患者数は約八十万、それから外来患者の延べは約七十五万余という莫大な診療実績を上げています。

さらにその患者を分類してみますと、生活保護法による患者が三二%、社会保険の患者が四四%、未復員者給與法による患者が一〇%、その他医療費の負担能力のない者に適用される減免規定、これは国立開

係だけではありませんが、この該当者が二・五%、合計八七・五%で、自費患者はわずかに一二%で、大部分が社会保険、生活保護法適用の患者であることを見ましても、国立病院の性格がうかがえると思つております。

これらの患者に差別なく、より低廉な医療費で、しかも適正な医療を施すことこそ、国立病院本来の使命と考えております。さらに大きな特徴といつたしま

で、全国的に一貫した診療方針と総合的研究を行ひまして、常に医学の進歩に伴う医療内容の向上、経営の改善がなされていくことでもあります。

経営形態としては、創立当時におきましては一般会計でまかなわれ、年間支出に對しましては収入は六〇%程度でありましたが、昭和二十四年から現在の特別会計制がしかれ、診療収入に目標が定められまして、支出に對して七五%の診療収入を上げ、二五%は一般会計から繰入れられることになつたわけでありまして、それ以降收支のバランスをとるために支出を押し、収入を上げる傾向が強く現われ、社会保険的な役割がかなり制約を受けたことも事実であります。

その現われといたしまして、結核患者の診療費について申しまして、同じ国立でありながら、結核療養所が自費、社会保険の患者を問わず一律二割の減額を行つておられるのに對し、病院の方は割引なしという矛盾が生じておられます。

またいわゆる減免患者が当初一〇%以上ありまして、現在では二・五%に圧縮されていることも、その辺の事情を物語つておきたいと思います。

それがさらに国庫負担が打切られまして、独立採算を前提として地方移譲が行われた場合、営利性がますます強化され、医療内容が低下し、公的医療機関としての本来の使命が達成できないのみならず、府県によつてはそれを維持することすら困難になるのではな

いかといふことを最も憂慮して居るのであります。現に独立採算制をとつて居る多くの公的機関では、診療報酬一点単価十一円五十銭、甲地で十二円五十銭でありまして、その歳入だけで

はとうてい医療の公共性、公的医療機関としての任務を果すことができないと申しており、県立病院の最も多い岩手県、新潟県でも、年間莫大な赤字のために悩んでおられます。

岩手県では六千万、新潟県では約三千万という赤字に悩んでおる現状であります。従いまして最低国立病院の二五%程度の国庫負担を、強く要望している実情であります。

われわれが何ゆゑこのように医療の公共性、公共性を強調するかと申しますと、御存じのように、医療というものは人間の一番弱點になつた職業分野でありますために、経営を営利化しようとするればどのようなでもできるものであります。これを経営する方から申しますと、治療費の支拂い能力のないような患者は診療を断る。また受け

る方からの立場は、特に肉親のだから

が地方に移譲されればな困難なことになるのであります。現在の事情において、国立病院の立場から一般国民に対して十分医療診療ができるかどうか、あるいはやられていくかどうかという、非常に広汎な問題であります。参考人が職場に勤められておられる経験だけでもよろしくございませうから、具体的にその事情をひとつお伺いしたいのであります。

○岩崎参考人 お答えいたします。先ほど述べましたように、国立病院として移管された当初におきましては一般会計でありまして、別に収入についての目標はなかつたわけでありまして、この目標はなかつたわけでありまして、ところが特会計以降、七五%の診療収入を上げる努力目標が示されて、それ以来先ほど申した点で、要するに社会保険あるいは生活保護法の適用を受けてはいるが、そうかといつてまた自費で診療を受ける能力のない者が、国民全体の中で約三〇%あるとわれわれは見ているわけなのであります。これらに対して従来国立病院のいわゆる減免規定がありまして、当初一〇%以上あつたものが、現在では二・五%と非常に減免が制約され、圧縮されて来ておるといふことは、いわゆるこの七五%の診療収入を上げよということに大きく影響されておるといふふうに、一つの事象が現われておるわけでありませう。そのほか陸海軍病院は非常に古い建物が多ございまして、建物の命脈も来ておらずして、いわゆるはしたな整理費では修理するよりこわれる方が多いという現状であります。その点の整理費も現状では不十分でありまして、御承知の方もあると思ひますが、相当な口病院が多いことも事実で

あります。さらにまた、このように日に進む医学の進歩に伴ひまして、医療機械その他これに即応するところの態勢、あるいはまたレントゲン機械あたり一台買ひましても何百万とかかるといふものがあるが、收支のバランスといたしまして制約せられておる現状では、どうして収入をならみながら支出を手かげんするといふふうな現象が現われておりました。特に特別会計制以来そういう傾向が強まっております。三、分院二、これを地方に移譲しようとしておるのであります。ところで伺ひたいのは、この地方移譲の法案が通過いたしました、各地方ともこれを喜んで、あるいは大したこともないだろうという程度で、地方移譲を受けようとするものが一体どのくらいございませうか。もし全然ないといつればこの法案が通つても無意義だと思ひますが、そういうような事情について、何か御存じのことがございますたらお伺ひしたいと思います。

○岩崎参考人 お答えいたします。受入れ側、特に府県の実情であります。私どもの把握して、おる点では、知事會議におきまして、とにかく火の車のような府県財政の中へ、さらに負担のかかるようなものを押しつけられたのではかなわぬ。従つてこれは困窮でやつていただいておりますのであつて、現状を維持し現状のままですといふことが、二度の知事會議で表明されたといふふうな考へておるわけでありませう。ただやはり一、二の例であります。

かねく、国立病院も建てたいという希望のあるところもありません。この機会に條件によつては、動きのあるところも、全然皆無とは申せません。一、二あるだろうといふふうなわれわれは見ております。

○三宅(則)委員長代理 ほかには御質疑ありませんか。——御質疑もないようでありませうから、岩崎参考人よりの御意見の聴取を終ることにいたします。参考人の方には御多忙中にもかかわらず御出席くださりまして、本案に対して厚く御礼申し上げます。本日はここに

かねく、国立病院も建てたいという希望のあるところもありません。この機会に条件によつては、動きのあるところも、全然皆無とは申せません。一、二あるだろうといふふうなわれわれは見ております。

○三宅(則)委員長代理 ほかには御質疑ありませんか。——御質疑もないようでありませうから、岩崎参考人よりの御意見の聴取を終ることにいたします。参考人の方には御多忙中にもかかわらず御出席くださりまして、本案に対して厚く御礼申し上げます。本日はここに

かねく、国立病院も建てたいという希望のあるところもありません。この機会に条件によつては、動きのあるところも、全然皆無とは申せません。一、二あるだろうといふふうなわれわれは見ております。

○三宅(則)委員長代理 次にたたい参考人より意見を聴取いたしました国立病院特別会計所屬の資産の譲渡等に関する特別措置法案、並びに長期信用銀行法案、貴金屬管理法の一部を改正する法律案、國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、昭和二十七年年度における行政機構の改革等に伴う國家公務員等に對する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案、及び接収貴金屬等の数量等の報告に関する法律案の六法律案を一括議題とし、前會に引き続き質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。松尾トシ子君。

○松尾委員 きようは委員の皆様様の御同意によりまして、私の推薦しましたところの参考人を呼んで、いろいろ国立病院の問題について聞いたのです。私は自分が推薦した関係から、参考人には質問をしませんけれども、政

府委員がちょうどお見えになつておりますから、一、二点質問をさせていただきます。

実は厚生委員會の政府委員の答弁を聞いてみますと、この法律は別に無理押しに押しつけるものではない。要望をするものみに拂下げをして、地方移譲をするのだといふことをおつしやられておりますけれども、予算を見ますと、これが九箇月予算しか組んでいないといふことは、一体どうしたことかと思つておる。これはもちろん財政法違反であると思つておる。その腹の中と説明とがマツチしてないのではないかといふふうに思ひます。参考人も無理押しではないと言ひますけれども、このあたりで政府の意圖が出ておるのではないかと心配をするのではないかしらと思つておる。このあたりを財政法的にも、またその他の理由がございしたら、どうしてこの御説明を願ふとつこうかと思ひます。

○三宅(則)委員長代理 皆様に申しませうが、本日は政府委員といたしまして河野銀行局長、政府委員厚生醫務局長長高田浩運君が御出席でございます。

○高田(浩)政府委員 今御質問のあります点についてお答え申し上げます。国立病院の地方移譲につきましては、前々から當委員會ないし厚生委員會においても申し上げておりました。法律によつて強制するといふことにはなつておりません。相手方と十分協議を遂げまして、協議につきましては、将来におけるその病院の行き方等につきましても十分見込みをつけた上で、協議が整つてから譲渡をするとい

うことになつております。今後その方針で移るつもりでございます。お話のように強制的に押しつけるというところは万々ないように考へております。私らこの法律の執行に當りませう場合には十分考へて行くつもりでございます。

次に予算の問題でございますが、一応見込みをいたしました。約六十施設についてはこれを移譲をするという考へ方をとつておられますので、予算としましてはお話のように通年ではなしに、一部分を計上してないわけでございますが、もし万一にもこの移譲が計画通りに行かなかつた場合において、予算に不足を生ずるといふことがございませうならば、これは予算上の措置として善処をいたすつもりでございます。

○松尾委員 どうも厚生政府委員にどういふことを申し上げるのほどかと思つておる。たださういふこと、財政的措置ができる自信がございませうか。

○高田(浩)政府委員 これは病院を運営して行く上から申しますと、金がなければ運営できませんし、金がないからあしたからやめませうといふことは、これはどうも常識的に考へてもできないことではございません。その辺は十分財政上の措置をすることが必要であると思ひます。そのように考へておられます。そのように考へておられます。

○松尾委員 そういふ事態が発生したときには、大いに御努力をいたしていただきたいと思ひますが、もう一つ、その審議の過程になつたとい

うことになつております。今後その方針で移るつもりでございます。お話のように強制的に押しつけるというところは万々ないように考へております。私らこの法律の執行に當りませう場合には十分考へて行くつもりでございます。

次に予算の問題でございますが、一応見込みをいたしました。約六十施設についてはこれを移譲をするという考へ方をとつておられますので、予算としましてはお話のように通年ではなしに、一部分を計上してないわけでございますが、もし万一にもこの移譲が計画通りに行かなかつた場合において、予算に不足を生ずるといふことがございませうならば、これは予算上の措置として善処をいたすつもりでございます。

○松尾委員 どうも厚生政府委員にどういふことを申し上げるのほどかと思つておる。たださういふこと、財政的措置ができる自信がございませうか。

○高田(浩)政府委員 これは病院を運営して行く上から申しますと、金がなければ運営できませんし、金がないからあしたからやめませうといふことは、これはどうも常識的に考へてもできないことではございません。その辺は十分財政上の措置をすることが必要であると思ひます。そのように考へておられます。そのように考へておられます。

に努力をして来ておるのであります。これだけでは微力な部分があるものであります。内地方面の銀行も北海道に支店を出してありますが、その普及率はきわめて乏しく、ある地区に限られておるような状態であります。従いまして今後北海道の金融をさらに円滑にし、強大にして行くためには、北海道拓殖銀行がさらに強化拡充されて行くことが、きわめて必要な要件であること信ずるものであります。そこで北海道拓殖銀行が今まで持つておつたところの特権を失ひ、純商業銀行、普通銀行として発足する場合には、銀行はどうか考へておるか知りませんが、今後北海道拓殖銀行の支店を内地の各地に拡大するというのが、必然的に要求されて来ると思つております。たとへてみれば東京、横浜、大阪、京都、名古屋、神戸というような重要都市に支店を持つということが、今後開発されて行くところの北海道の物資の交流というふうな立場から見ましても、必ず必要が起きて来ると思つてあります。こういう支店を設置するということについては、無條件というわけにはもちろん行かないことは承知してありますが、政府としてはこういうふうな必要を認めて、もし銀行が要求するときには、実情に即して支店開設を許可するといふ御方針でございますか。もしこれは北海道拓殖銀行という名前にとらわれて、北海道にひつ込んでおれというふうな態度をおとりになるとすると、これは重大なことだと私は思つてあります。この点について、大蔵省の見解を伺つておきたいと思つてあります。

○河野(通)政府委員 お示しの点は、北海道拓殖銀行がこの新しい法案の施行とともに、一般の商業銀行に転換いたしました場合、北海道との物資の交流その他の関係から、北海道以外の地域に相当支店網の拡充が必要ではないかといふお話であります。この点は御意見の通りだと思います。ただ問題は、具体的にどこへ、いつ店舗の設置を認めるかといふ点につきましても、やはりそのとき々の経済事情等をよく勘案いたさなければなりません。従いまして、今ここで商業銀行になつたあかつきにはどこどこに幾つ支店の設置を認めるかといふことは、申し上げる段階にまだございませんが、一般論としては今御指摘のような点は十分考へて参りたいと思つております。現在でも北海道拓殖銀行は必ずしも北海道に隔離してあるわけではございませんので、いわゆる内地にも店を持つておるわけでありまして、これらをさらに拡充をいたして参ります点につきましても、時期方法等について十分考へる余地があると思つて、方針としては、十分その点はお示しのようなラインで考へて参りたい、かように考へております。

○吉米地(委)委員 だいたいの銀行局長の御答弁によりまして、私は安心いたしましたのでございます。この時期、場所等については、これはもちろんそのときの情勢によるものであり、またその土地の状況にもよりますので、これを今こういうふうにとつておることを申し上げることも無理でありますし、お答えいただくことも無理だと思つております。ただ一般的の原則として、もし局長のお考え通りに進んでいただけらば、それで安心いたすわけでありませぬ。それでは私をもちつて長期信用銀行法案に対する質疑を打ち切ります。

○小山委員 長期信用銀行法案は、長きにわたつて質疑を続けて来たのでありますが、すでに質疑も終了したと考へられますので、この際質疑を打ち切らることを望みます。

○佐藤委員 だいたいの小山君の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員 異議なしと認めます。本案につきましては、共産党を除く各派共同提案にかかる修正案は提出されておりますので、まず修正案提出趣旨の説明を求めます。小山長規君。

長期信用銀行法案に対する修正案に修正する。

長期信用銀行法案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「附則第二項の規定」の下に「及び附則第十四項中農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十三條の改正規定」を加える。

附則第十四項中(大正十二年法律第四十二号)を削り、同項中農林中央金庫法第十七條第一項の改正規定に関する部分の前に次のように加える。

第十三條中第四号を第五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 所屬団体ノ為ニ債務ノ保証ヲ為スコト

同條に第九号として次の一号を加える。

九 主務大臣ノ認可ヲ受ケ國、公共団体又ハ銀行其ノ他ノ金融機關ノ業務ノ一部ヲ代理スルコト

○小山委員 だいたいま議題となりまして長期信用銀行法案に対する修正案について、修正の趣旨を御説明いたします。

○佐藤委員 本修正案は共産党を除いた各派の共同修正案でございます。修正案の案文はお手元に配付いたしておりますので、これをごらん願うことといたしまして、この際朗読を省略いたします。

修正の箇所は、長期信用銀行法自体に關するものではないのであります。この法律の附則で農林中央金庫法の一部改正を行い、債券発行限度を二十倍に拡張いたしておるのであります。これが伴ひまして、この際かねがね要望されておりました同金庫の業務の拡張を認めることが適當と考へられますので、ここにこの修正案を提出いたしました次第であります。

まず第一点は、農林中央金庫が所屬団体のために債務保証をすることができることといたした点であります。御承知の通り農林金融の季節性からいたしまして、その資金の枯渇期におきましては、たとえば肥料を購入するとか、水産資材を購入するとかいふ場合におきまして、同金庫が系統団体の資金需要を充足し得ない場合がありますので、同金庫の保証によつて、系統団体が他の金融機関から融資を受け得る道を開いておく必要があるものであります。また債務保証が認められておるときは、業者である系統団体が食糧庁から拂下げを受ける配給米等につきまして、その拂下げ代金の延納をいたしま

すような場合に、農林中央金庫が右延納について保証することも可能となつて参ります。資金の枯渇期における資金量の不足を補う上に、きわめて重要な機能を営むものとするのであります。

次に修正の第二点は、農林中央金庫が主務大臣の認可を受けて、國、公共団体、または銀行その他の金融機関の業務の一部を代理することができるといたした点であります。この規定に基づき、同金庫が日本銀行の代理店となつて、同金庫の出納及び國債に關する事務を取扱つたり、あるいは地方公共団体の金庫事務を取扱つことによりまして、農漁村を対象とする所屬団体に対し、納税及び國債事務の取扱いや地方公共団体の公金出納等において、大きな利便を與へ得ることとなり、また農地証券の買上げ償還や漁業権証券の資金化に際し、痛感せられた不合理も解消することとなりまして、あるいはまた反面系統団体の信用向上や、貯蓄増強にも資するゆえんになると考へる次第であります。

以上が修正案の概要であります。何とぞ御賛成あらんことを希望いたします。

○佐藤委員 修正案の趣旨説明は終りました。

これより本案及び修正案を一括して討論に入ります。宮崎靖君。

○宮崎委員 私は自由党を代表いたしまして、長期信用銀行法案に対し賛成の意を表明するものであります。平和條約の発効によつて日本は法的な独立を勝ち得たわけであります。強く申せば独立を確保したということになるでございませぬ。真の独立は、あ

くまでも経済自立の達成がなければ、その目的に到達しないことも当然であります。かかる観点におきまして、現下日本の経済を一瞥いたしてみますと、御承知のように資本の蓄積がまことに貧弱でありまして、いわゆる浅い経済という言葉で片づけられておりまして、国の経済自立の達成のために、中核的な政策は何であるかといへば、まあ金融の円滑化に大きなウエイトがかかっているということも、きわめて明瞭であります。かかる際におきましてはまさに長期資金の確保をはかりますことが、産業の合理化、輸出の振興あるいは日米経済協力の達成、東南アジア地域の開発等と、きわめて緊密な関係にあることがわかるわけであります。幸いにいたしまして政府も従来日本開港銀行とか、あるいは日本輸出入銀行という政府機関によりまして政府資金を活用して、長期資金の調達に助成的な役割を果たして参つたのであります。が、世界の事情から見ましても、政府機関というものはあくまでも民間機関の行う長期金融に対する、補足的立場にあるべきでありまして、政府機関が長期資金の全部をまかなうというとは、これは長期資金調達面からいって、常道でないと考えられておる折からであります。従つて民間金融機関の整備強化は急務であるということが痛感されておるから、今回本法案の提案を見ましたことはまことに當を得たものでありまして、まことにこの点におきまして、原案に対し賛成の意を表するにやぶさかではありません。

さらに銀行制度の上から考えてみましても、長期銀行と預金銀行との業務分化を明らかにいたしまして、欧米あ

るいはわが国の事例、並びにかつての金融機関の運営の経験等に倣してみましても、おの／＼の特徴がある。その特徴に基づきます機能を、十分發揮せられるような段階に進むことは、これまた當を得たことでありまして、賛成の第二点と考えられるわけであります。しかしながらここに反省を要しますことは、これらの長期信用銀行によりまして、日本の長期金融の調達に一生面が開かれたことは事実であります。が、これをもつて満足すべきではありません。世界各國と大きな声で申さなくとも、簡単にフランス等の事情を見ましても、長期民間金融機関として、預金銀行のほかに長中期貸付銀行と呼ばれるものが存在いたします。あるいは起業銀行と称するものが存在いたしまして、おおむね今民間機関としての長期信用銀行を充足せしめんといたします本法案の趣旨、並びにそれよりも飛躍拡大せられた業務分野をもつて活動せられておることも、われわれが反省しなければならぬところでもあります。またイギリスにおきましても工業金融会社と呼ばれるもの、あるいは商工金融会社と言われるもの、この商工金融会社というようなもの、必ずしも純粹民間機関ではありません。イングラッド銀行の出資も若干仰いで、イングラッド銀行の任命する理事長が存在する等におきまして、あるいは純粹なる民間機関ではないかもしれません。官民合弁とでも申すべし組織におきまして、民間と政府の協力によりまして、長期資金の調達に非常な努力を拂つておるといふことも、また大いに反省しなければならぬこととであります。また西ドイツにおきま

して考えてみましても、民間長期金融機関として、興業信用銀行と称するもの、あるいは不動産抵当銀行と呼ばれるべきもの、これは直訳でありますので、呼び名は悪いかもしれせんが、不動産抵当銀行、船舶抵当銀行といううなものがありまして、それ／＼特殊の産業分野に對しますところの長期資金の調達にまで、配慮をいたしておるといううな制度は、十分今後とも大蔵當局におきまして御研究の上、まさに充足せんといたします長期信用銀行の趣旨を大々普遍化したしまして、わが国の経済自立達成のために、大いに強力なる長期金融制度というものを確立せられんことを、私は切望するものであります。

さらに本法施行にあたりましては、何分にも銀行制度としては戦後におきます画期的なものでありますので、よい制度であるといふことだけによつて、その廢弊あるいは不円滑な面を見送るわけには参りません。運用にあたりましては、慎重かつ綿密なる行政的な配慮を要することも必然なのであります。現在におきましてあるいは興業銀行といわず勸業銀行といわず、先ほど出た北海道殖産銀行といわず、いわゆる二枚看板の銀行でありまして、長期銀行と純粹預金銀行とをあわせ兼ねておる。これをまんな中でさくわけであります。二分すると、こう簡單には申されないかもしれません。とにかくわけるということにつきましては、そこに廢弊のあることは当然であります。しかも預金銀行が債券発行に関する法律の廢止によつて、債券発行によりますところの資金の調達面は閉塞せられるわけでありまして、單に預金によります資金調達を實行しなければなりません。あるいは過渡的には日銀の特融等の期待もかけておるでありましようが、これは預金銀行としての正常な道でないことは明らかであります。従いましても現在長期並びに預金銀行の両面を担當いたしております銀行があるとするならば、それがまた預金銀行として存続の規模を持つといはしますならば、これらに對し資金の獲得ができません。行政的な配慮が必要であることは當然であります。その一部はすでにしば／＼質疑の中に繰返された店舗の拡充、これは何箇所、何地点設けるというものではあります。が、その銀行の希望によりましません。が、その銀行の希望によりまして状況と照し合せて、適當数を認めるという寛容さがなくては行けません。されどもむやみに店舗の増設によりまして、金融界におきます熾烈な自由競争によりまして、いろ／＼ゆがんだ面の出ることはもとより好ましくないことと思ひますから、このりを越えない限度におきまして、十分な配慮をしていただきたいことを、くれぐれもお願ひ申し上げます。簡單な言葉で申し上げますならば移りかわりに對して、いやしくも特定の銀行あるいは数箇の銀行等に対しまして、特殊の圧迫が加わらぬということをお願ひしておるものであります。

さらには長期信用銀行の設立を意図せられる方々に対しまして、この画期的法制に際する設立準備、あるいは従来の預金銀行の業務を捨てて、長期信用銀行に移行するような移りかわりの段階においては、相当複雑多岐にわたる準備段階があると思ひます。しかし本法公布後におきまして、一年以内に政令をもつてその施行の期日をきめる。この配慮はまことに當を得たものとして、私どもは賛成をいたしておるわけであります。さてその一年以内のいつにするかというところが実にむずかしい問題であります。これが長きに失しますれば、このよき制度の実施を遅らすわけになります。しかしこれを急ぎまして促進するような形をとります。圧迫が非常に大きくなるわけでありまして、この関係はわれ／＼よりも當局がよく御存じであります。実情に照し合せて、そうして十分なる準備を整へまして、すみやかにスタートをせしめる。準備の整うまでは十分なる指導と協力を與へまして、この制度の円滑なるスタートが切れますように御配慮をいたしたいと思います。を、私はいく／＼も願ひいたします。以上をもちまして長期信用銀行法案に對します原案に賛成の討論を終ると同時に、ただいま各派共同提案として提案された修正案に對しまして賛成の意を表明する次第であります。

○佐藤委員長 討論は終局いたしました。これより採決いたします。まず共産党を除く各派共同提案にかかる修正案より採決いたします。本修正案を可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。次に本修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数。よつて本案は修正議決せられました。

なお本案に關する報告書の作成並びに提出手續等につきましても、委員長に御一任を願います。

○佐藤委員長 次に貴金屬管理法の一部を改正する法律案、國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に關する法律案、昭和二十七年年度における行政機構の改革に伴う國家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律の特例に關する法律案及び接收資金屬等の數量等の報告に關する法律案の四法律案を一括議題として、引続き質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許可いたします。宮幡靖君。

○宮幡委員 國際通貨基金の問題につきまして、まだ基金協定に對しまして、質疑をいたさなければならぬと思ふ点が、二、三残つておるのであります。本日は特に主計局長の御出席を願つておりますが、それは事はきわめて簡單であります。理財局長からも相當綿密な御答弁がございましたから、ある程度はつきりはいたしてありますけれども、これも新しい制度に入りますのでありますから、念のためにお伺ひいたしておきたいと思ひますので、その点を明らかにいたしていただければ、それで主計局長に對して質問は終らうと思ひます。問題は簡單であります。言葉は申し上げようが悪いかもしれません。國際通貨基金の拂込みとして、日本の國債証券を寄託所に預けておく。しかしてそれが一般會計の予算におきまして、支拂ひを

必要とする場合において、資金不足のために拂込みができない。協定の第何條か今探しておりますが、わかりませんが、その場合にその公債は日本銀行に命じて買ひ取りしめる、こういう條項があります。この公債は端的に判断いたしますと、政府資金不足から来ます一種の赤字公債だといふ疑念もあるわけでありませぬ。そうだと断定するわけには行きませぬけれども、そういう疑いがある。これは財政法第五條の但書によるものか、あるいは他の解釈によつてかような措置が法的に設けられるものであるか、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○河野(一)政府委員 財政法に日本銀行が引受け公債を發行しては行けない、こういう規定があることは宮幡さん御指摘の通りであります。この財政法の規定は、國が予算を編成する場合において、いわゆる赤字公債を出して、それを財源としていろいろな経費を支拂ひに充てるというところを、実は禁止した趣旨でございます。この具体的な設例の問題になるわけでございますが、法文を形式的に言いますならば、これは國債の買取りということに相なりまして、いわゆる財政法にいう引受とは大分違ふと思つてございませぬ。現在でも預金部は、日本銀行との間に公債の売買をいたしておるのであります。これは財政法のそういう制約を受けておらないわけでありませぬ。ただ精神においてそういうことに相ならぬかというところが、宮幡さんのおつしやる趣旨かと思つてございませぬ。これはこゝろいつた場合において、もちろん國といたしましては裁出をとつて、その場合場合に間に合せるということが、適當

であらうと思はれるのであります。こゝろいつた趣旨の性質にかんがみまして、こゝろいつた予算的あるいはその他の措置が、なか／＼と得ないということもございませぬ。またこれが一般の赤字公債といたしまして、消費的な経費に充てられて、インフレを起すところでありませぬので、必ずしも財政法第五條の精神に反しないのじやないか。かりにもその精神に反するといつたとしても、法律的にいへばこれは違つたものである。この法律でもつて財政法の特例を開いているのだ、こゝろいつた見方もできるかと思つてございませぬ。従ひまして形式的にもまた實質的にも、財政法第五條に違反するものではないか、こゝろ考へておる次第であります。

○宮幡委員 お答へを聞きながら、そういう趣旨には読めるし、また読みたい心持なのであります。しかしながら、この表題の項目は田資金の不足ということなんです。通常の場合に、日本銀行と公債の売買をやるということとはちよつと趣が違ふ。事が田資金、しかも理財局長の説明を伺ひ、またわれわれの方から判断いたしましたも、かかると実際の事態が起ると思つて、きわめて稀有の事案であらうと思つて、予備的な規定にしかすぎない、こゝろ思つてございませぬ。さうよ心に配はいたしてございませぬ。けれどももし起きたといつたしますと、田資金の不足だ。買わた公債がある。この償還計画は今度予算措置をするのかしないのか。あるいは理財局長の説明によりませぬ、これは一般減債基金とは別個の勘定に処理されるよ

うな話にも、ちよつと受取れたのであります。こゝろいつた点はどうなつておられますか。もし事案にあつたとしますならば、どういふふうな処理されるのでありませぬか。

○河野(一)政府委員 これの償還に關する経費につきましては、一般會計から当該の歳出を組みまして、國債整理基金から出してその償還をいたしたいと思ひます。一般の減債基金の中に入れて、特段にこゝろいつた早期に償還するような措置を講じたいと思つております。

○宮幡委員 それでわかりました。こゝろいつたふうにしていただいたら、まれに起ることでありますので、實際は心配なからうと思ひます。その点はおおむねわかつたことにいたしました。そこで次はきわめて事務的な簡單な問題であります。今回の拂込みをいたしますにつきまして、日本銀行の持つております、あるいは接收せられたもので返されるものがあるかもしれませぬが、こゝろいつたものを買い取りまして、予算面二百億をおおむね二百四十三億の状態にして拂ひ込む。これは二百九十ミリグラムを一円とした、いわゆる一グラム三四四五錢ですか、その価格と現在の政府買上価格四百一円ないし四四程度の差金をおおむね、これを処理して行こう。こゝろいつた構想であることは、さきに大蔵大臣が總括的な質問をいたしたときに答えておるのであります。また理財局長もそのように答弁をせられておるのであります。これを一体予算及び決算の經理の過程におきまして、どういふふうな御処理されて、これが適法かつ安

当に行くのでありませぬか。これは實際問題としての御説明をいただければついであります。

○河野(一)政府委員 これはごもつともなお尋ねだと思つてあります。二百億の出資が二百四十三億になるといふところからくりと申しますか、考え方というものがあつたらうと思ひます。二百億は一般會計の歳出で行く。しかし四十三億の分は、一定の価格で日本銀行から金地金を帳簿価格でやる結果、實際問題として二百四十三億の出資が行われることに相なりませぬ。この場合におきまして、決算と申しますか國有財産と申しますか、出資金の計算をいたしましては、二百億は申し上げましたように一般會計の歳出から出ておるが、そのほかの超過の四十三億、これの評価はやはり現在のドルの評価によつて行われる結果、二百四十三億という財産を持つておるといふことに相なると思ひます。そうしますと、ちよつと通貨基金として一般會計にあるものは二百億であるにかかわらず、それ以上になるじやないかと言われませぬ部分は、現物出資があつた、その現物出資の評価として四十三億あるのだ。こゝろいつた形式に一部を——ちよつと言葉は悪いございませぬが、二百億のもので一部現物を買つて、それが評価の結果二百四十三億になつた、こゝろいつたに相なると思つてあります。こゝろいつた、國がもうけたといふふうなかつたこゝろいつたのであります。これは第四條の二項によりまして、後に日本銀行の金の再評価といふようなことがありませぬ。適当に調整が行われる。そこで損得なしになる。こゝろいつた考へ

方をしておるわけでありませぬ。

○宮嶋委員 どうもこの説明は、残念ながら優秀なる主計局長の御答弁でも、宮嶋なか／＼納得がでないのではありません。むしろこれは大蔵大臣に聞きませう。補正をする意思がないと言つておりましたが、他にも補正をする事情が起つております。これは当初の予見する範囲におきまして、見通しが悪かつたというような問題でなく、たしまして、必然的に独立後の情勢に押されまして、予算を補正しなければならぬという事態が出て来るのであります。これは私数々あると思ひます。従ひまして補正した方が明らかになる。もつと簡単に申せば、金の差金を繰入として受けまして、二百四十三億を出資金として正常に計上する。二百億が二百四十三億の含みを持つておる。あるいは他に現物出資があつたなどということば、どうもはつきりいたさないであります。この際私は何でも補正予算を組まなければならぬという、強い議論をいたすのではありませぬけれども、補正予算を組まずに、他に同様な措置を必要とするものに関連をいたしまして、加入後においてこれを調整せられるという御用意があつてしかるべきだと思ひますが、この点についてのお考えはどうでありますか。

○河野(一)政府委員 どうも二百億の金で、一部は金を買つてそれを消費した結果、それを現在評価してみると二百四十三億になる、こういうことではあります。もちろん宮嶋さんのおつしやるように、一般会計の歳出から二百四十三億をとりまして、時価によりまして金を買つたというの、一つ

の行き方であらうと思ひます。しかし、今までのいきさつから考えまして、今申し上げるような措置をとつたのでありまして、勘定としてはこれで一応けりがつきますので、さらに四十三億のものを日本銀行にやるための補正予算ということば、この際特に必要はないのじやないか。将来この第二項の規定によりまして、適当な機会においてそれを現金でやりとりをするか、あるいはこれを利益を納付させることにしてそれを帳消しにするか、いろいろの手が残されておると思ひますが、現在の段階において、これを補正予算で必ずしも処理しなければならぬというふうには、考えておらない次第であります。

○宮嶋委員 もちろん国際通貨基金に加入することは、きわめて急ぐことでも、この緊急性を十分察知しておる。まず加入して拂い込んでサインを受ける。そうして、日本も第八順位の加入国でありますので、理事を選任できる資格が発生すると思ふのであります。そういったしますならば、早く理事国にならう。こういうことではあります。当面は実害のない限り、どうするから、当面は実害のない限り、どういう御処理をなさつても、あえてこれを行政処置として認めたいのであります。しかし将来の間にござりまするが、めまされた場合において、これはやはり予算、決算、國の財政の経理、処理の上におきまして適法でないということば、私は残したくない。これが私のお尋ねいたしておる趣旨なのであります。従つて金などを百二十トンくらい日銀にある全部を買ひ上げたと仮定いたしますと、第四條の二項に差金の処

理、貴金屬管理法第六條に大蔵大臣の指示する価格をもつて買ひ入れる、これは差金が出る、その差金はどうして一体國家は蔵入とするか。あるいはこれも現物的なものを保有したというのか。これらの問題も出て来るのであります。それから、本日のところは、この措置をどうしても緊急性から見て、こうしなければならぬものであるという事実に押されて、私は妥當性を肯定いたしますが、どうか金の差金の全体の処理と合せまして、何かひとつ大蔵當局で適切な処理方針につきまして、一応われ／＼の納得することを考えてございまして、もちろん考えておるから、こういうものができたであらう。しようけれども、それをきようでなくけてつこうでありますからお示しください。近々大蔵委員会において、政府から特に發言を求められて、この点についてひとつ御發表をいたしたい。全体としての金の差金はどうなさい。また四十三億の分だけとびつたり合はばよいのであります。それが過不足がある場合もあつたし、その点はどういうふうな処理なさい。もし何でしたらきようでなくともよろしい。

○石田政府委員 お話の点につきまして、これは実際の経過を申し上げます。将来理財局のままでありますならば、理財局におきましてそういう処理方式について原案をつくりまして、そのうして主計局の方に合議すると申しますか、あるいは主計局の方で案をつくりまして、こちらへ合議の上きめる、こういうことになるのじやないかと思ひます。そこで今のお尋ねは具体的にどうなるか、こういう問題でございま

す。これはきわめて率直に申しまして、たとえば日本銀行の持つておるすところの金の地金の全量、これは先刻来別にお願ひいたしておりますところの、接収貴金屬の問題がございまして、あの場合の数量というの、ほかの所有者との関係におきまして、一グラムの違いもなくそのまま処理ができる。かようなことを前提にいたしますならば、日本銀行の持つておるすところの金につきまして、その帳簿の価格及び時価、これとの差額というものを、國家としてはどう処理するかというところにまず相なります。これは各國の例等から申しまして、日本銀行がそのまま利得すべきではなくして、その評価差額というものを、國が何らかの形におきまして、國家に帰属させるような方法を講ずるのが妥當ではないかというふうな、目下のところ考えておる次第でございまして、その差額を、そうしてその関係をどう調整するかというところに相なるのであらうと思ふのであります。まあ想定をいたしてみますならば、先ほど申し上げました、日本銀行の持つておるすところの全体の差額を國に徴収すると同時に、この部分の差額というものは、日本銀行に交付する、両建てによりまして、この分を相殺する。そういう方法も考えられ

る。それからまた日本銀行の総額のうつきまして、差額だけを國に納付する、こういう方法もあらうかと思ふのであります。ただししかしながら、先ほど来申したようなくあいに、そのもとになりまして、この日本銀行の金の問題がどうなるかということば、はつき

りいたしてはおりませぬ。それからまた同時に、今申しましたようなことは頭の中には描いておりましたが、接収金全体の問題はどうするかということにつきまして、目下確定した方針は政府として立てたい、かような状況でございまして、大体筋道としてはいろいろなことが考えられますが、将来こうするのであるという具体的な方針を、ここで政府の側から進んで申し述べることは少し時期尚早であらうか、かように考えておりますので、その間の事情を御了承願ひますれば、まことに仕合せであると存する次第でござい

ます。○宮嶋委員 今はなか／＼決定的なことば言えぬ、これはごもつともあります。そこで私が申しますのは、この問題は、国際通貨基金協定に加入するかいなかの問題を、とめたり延ばしたりする理由にはならないのであります。その方はど／＼進めていただく。しかし処理自体は、その實際の問題を報告できる、たとえば日本銀行の納付金として、あるいは觀念的に申せば特別納付金とでもいふのであります。どうか、そういうような形でもつて処理するんだというふうなことも、つこうです。それから、こういうふうな処理せられたという経過を、實際に御説明のできます時期になつたら、當委員会に報告を願ひたい。これで私の質問は本日のごころは終りたいと思ふのであります。○佐藤委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十七日午前十時より開會することとしまして、本日はこれにて散會いたします。

午後三時四十二分散會

〔参照〕
長期信用銀行法案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年六月三日印刷

昭和二十七年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁